

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回戸田市都市景観審議会
開催日時	平成30年3月5日(月)14時00分～15時58分
開催場所	市役所本庁舎5階 大会議室C
委員長等氏名	戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟
出席者氏名 (委員)	小畑 益彦、柴田 勇、徳川 和久、土屋 寛展、江崎 奈穂子、庄司 理、吉田 慎悟、佐藤 宏亮、岡田 智秀、荒井 歩
欠席者氏名 (委員)	なし
傍聴者	なし
事務局	大熊都市整備部長、金子都市整備部次長 (都市計画課) 山老課長、伊田主幹、金子主任
議 題	諮問案件(1) 「戸田市景観計画」の見直し方針について 諮問案件(2) 戸田市景観重要樹木の追加指定について 報告案件 景観に係る届出等の運用状況について
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
会議資料	別添資料のとおり
議事録確定	平成30年3月21日 戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1. 開会</u>
会長	<u>2. 会長あいさつ</u>
会長	<u>3. 諮問案件</u> それでは、諮問案件(1)「戸田市景観計画」の見直し方針について、事務局より説明願います。
事務局	(「戸田市景観計画」の見直し方針について、事務局より説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。
委員	<p>「戸田市景観計画」の見直し方針については、これまでも繰り返し、方針という表現を例示という表現にとどめてはどうかと提案してきました。この方針においては、見直す項目が3つ示されていますが、他にも見直すべき重要な項目はあると思います。また、各項目の見直す内容にも問題があると感じており、この内容のまま市の方針として決まることに非常に強い懸念を抱いております。したがって、例示なら承認できますが、方針として決定するというのであれば承認できません。</p> <p>内容の問題について一例を挙げれば、「景観アドバイザーの利用を義務化」という方針があります。景観アドバイザーの利用方法は行政と設計者との事前協議のプロセスにおいて、第三者的に景観アドバイザーが関与するといった方法もあれば、設計者が計画段階等で景観アドバイザーに任意でアドバイスを求めることができるという活用方法もあり、戸田市でも運用されています。事前に事務局に確認をしたところ、この方針の意図としては、後者についても義務化する内容である、ということでした。</p> <p>設計者は、施主から委任され、施主の要望と関係法令等の諸条件に適合す</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>るよう、自ら責任をもって、正しい答えを見つける職能を有しています。著名な建築家も景観アドバイザーを利用しなければならないのでしょうか。全体主義的であって、設計者への敬意がないように感じられます。</p> <p>設計者の立場である委員からも意見を伺いたいと思います。</p> <p>設計者としては、施主からの要望や周囲との関係等の諸条件を含めて、責任をもって設計しています。ただし、どのような案件でも、完全に自由に設計できるわけではありません。地域によって景観配慮の方法も異なります。</p> <p>景観アドバイザーの助言によって設計が歪められるものではなく、ガイドラインに則して設計を調整するようなものであると認識していました。</p>
会長	<p>まず、1つ目のご意見については、他自治体のケースではありますが、著名な建築家であっても景観アドバイザーと事前に協議することは多くあります。</p> <p>また、2つ目のご意見については、景観アドバイザーと協議する案件の内容に応じて、助言の内容も変わります。</p>
委員	<p>事前協議のプロセスにおいて、景観アドバイザーが関与することに異存はありません。事前協議を義務化していくことについても、一切反対しておりません。</p>
副会長	<p>景観アドバイザーの利用義務化について、この場で議論をすればよいと思います。また、景観計画の見直しに当たり、方針を示しておかないと、見直し作業に着手できないと思います。</p>
委員	<p>次年度にコンサルタントに委託して見直し作業を進めていくと伺っています。例示であっても作業は進められると思います。</p> <p>この方針は、平成28年度第1回戸田市都市景観審議会における雑談のような内容を基に構成されています。その会議では、景観計画を見直すという</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
副会長	<p>ことについて確認するための場であったと思います。当時は、各委員が見直し方針の内容について検討するために発言していると自覚していなかったと思いますし、少なくとも私はそのような理解はしておらず、当時の会議で議論された内容から方針が決められていく状況に問題があると考えています。</p> <p>雑談ではないと思います。</p>
委員	<p>もちろん雑談ではないと思います。ただ、平成28年度第1回戸田市都市景観審議会においては、委員の自己紹介を兼ねてというような議論であって、見直し方針を決めるための真剣な議論ではなかったと思います。その会議が基になって、平成29年度第1回戸田市都市景観審議会においては方針が示されてきました。ですので、前回の審議会にて、例示であれば良いと思うが、方針とするのは問題があると申し上げました。</p>
事務局	<p>審議会という限られた時間で議論が尽くせない部分については、意見募集を行い、その結果が資料1-3として示されています。</p>
委員	<p>市民委員の方々が景観計画をどれだけ読んだことがあるか、立地適正化計画を理解しているか、ということを経理に申し上げてきました。4月から着任された事務局の担当者に立地適正化計画を理解していたかと伺ったところ、理解されていませんでした。こういう内容を市民委員に諮ることが正しいとは思いません。この場でできることは例示をすることであって、方針として決めることはできないと思います。</p> <p>したがって、このような審議会の場で方針として認めたこともありませんし、委員に対して意見募集を行うことも承諾しておりません。</p> <p>見直すべき内容はこの3項目以外にも大事なものがあると思います。例えば、地域資源となる大病院があるので、高齢者の生活行動との関わりもあります。また、戸田市にとって荒川は重要な資源だと思います。このような広</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>域的な景観について、県などと調整していく必要性が近年議論されていますが、現計画では全く触れられていません。こういったことも重要だと思いますが、このような他の項目が土俵に上げられたこともありません。ですから、現時点では、方針として決めるためには十分に詰められていないため、例示と表現しておいた方が良いでしょう。</p> <p>例示ではなく、方針にすることの意図は、来年度は方針で示されている内容に限定して見直し作業を行うことで、費やす予算と時間を削減したいということでしょうか。</p> <p>来年度は、見直し方針に示した項目以外を含め、専門家である委託業者と本格的な見直し作業を行います。これから他の委員の方からも意見をいただくところですが、方針以外の項目を含めて来年度の見直し作業を進めることを条件とし、承認していただくのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>方針以外の項目も含めて検討するのであれば、あえて枠組みを限定してしまふような状況で専門家に見てもらふよりも、例示という表現にしておいて、広く検討をしてもらった方が良いでしょう。作業としては同じですし、見直しスケジュールにも影響がないと思います。</p>
事務局	<p>景観アドバイザーの利用義務化については、資料1-1に記載のとおり事前協議段階における景観アドバイザーとの協議を義務付けるものです。</p> <p>また、先ほど委員が発言された地域資源となる病院とのかかわりといった内容については、立地適正化計画策定過程の中で既に検討しております。こちらも方針に記載のとおり、整合を図っていきます。</p> <p>また、立地適正化計画の策定に合わせて改定予定である都市マスタープランの土地利用方針にも影響が及びますので、主要な3つの見直し項目としてお示ししております。</p>
委員	<p>事前に担当者に確認した段階では、設計者が計画段階で任意にアドバイス</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>を求めることができる現行の制度も義務化するということでした。事務局の内部でも共通認識が得られていない段階で方針を決めるのは問題だと思います。また、方針で示されている3つ以外の項目についても検討が行われ、その上でこの3つが主要な項目と判断された根拠が示されていないので、この3つが主要な3つですと言われても、私はそれで良いかどうか判断できません。</p> <p>また、これらの疑問点は一例であって、他にも「都市マスタープランに定められた土地利用方針に応じた構成へと変更する」という方針が本当に正しいか、ということにも疑問があります。都市マスタープランの土地利用方針を考慮することは当然だと思いますが、景観計画が都市マスタープランの土地利用方針に応じて構成される、と断定的に書かれてしまうと、現段階では正しい方針なのか判断できません。ある自治体では、自治体の区域を景観特性に応じて細分化したエリアを単位としてガイドラインを定めています。用途混在の特徴的な景観が浮かび上がってくることもあります。重要と考えられる項目が例示されるのは良いと思いますが、議論が熟していない段階で方針として決めるのは問題だと思います。</p>
委員	<p>平成28年度第1回戸田市都市景観審議会の発言内容は、雑談ではないと認識しています。当初は、景観アドバイザーの利用義務化は費用対効果が見込めないと感じていましたが、現在は、景観アドバイザーを活用することは非常に良いことだと思っています。戸田駅は住みたくないまちランキングにも入っていましたが、戸田駅周辺のまち並みは徐々に変わってきていると実感しています。</p> <p>「戸田市を美しいまちにするんだ」という観点から、景観アドバイザーの利用義務化は必要だと思います。ただし、設計者の意欲をそいだり、事業の進捗に支障をきたさないよう、適切な方法を慎重に検討するべきだと思います。</p>
委員	私も景観アドバイザーが行政と設計者との事前協議の場に関与して、対等

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>な立場で協議を行うことについて反対はしていません。</p> <p>仮に事前協議を義務化して、すべての案件について景観アドバイザーの利用を義務化するというのは、可能性としてありますし、望ましい方向だとも思います。しかし、年間の届出件数なども考慮しないと、市の体制や予算などにも関わってきます。この段階で義務化することを市の方針として決めるには判断材料が不足していると思います。</p>
事務局	<p>指定地区における建築物に係る届出件数は、H26年度は5件、H27年度は16件、H28年度は10件でありますので、景観アドバイザーとの事前協議を義務化しても、市に過大な負担はかからないと考えています。</p>
委員	<p>今後、指定地区が拡充されることも考えられるので、現時点での情報では判断できません。事前協議の義務化は可能性として考えられますが、2段階方式なども方法としてはありますし、様々な事前協議のあり方を考慮して決めるべきだと思います。</p>
副会長	<p>土地利用方針の見直しと景観計画を整合させていく中で、指定地区の追加指定についても検討していますか。</p>
事務局	<p>指定地区については、駅前地区の追加指定を検討していきます。</p>
副会長	<p>土地利用方針の変更を反映することと景観アドバイザーの利用義務化は密接不可分なものだと思います。土地利用のあり方を検討するに当たって、地区ごとの景観上の課題も浮き彫りになっていきます。また、指定地区において、土地利用の転換が図られることにより、景観アドバイザーの利用も増加します。そのような中で、さらなる指定地区の追加も検討していくことになるのであれば、市の負担が増えることも懸念材料ですが、景観アドバイザー業務の極端な負担増とならない工夫も検討していくことが重要になってくると思います。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>また、見直し作業を進めるための大きな枠組みとして、この方針の内容は間違いではないと思いますし、見直し作業に着手するための前段として、方針を策定することは必要なことだと思います。</p> <p>都市マスタープランの土地利用方針を考慮することは当然だと思いますが、この方針では景観計画を「都市マスタープランに定められた土地利用方針に応じた構成へと変更する」と書かれています。景観計画のつくり方として、そのような構成の仕方が本当に正しいのかは現段階では判断できません。</p>
委員	<p>見直し方針については、本来、どこで議論されるべきですか。</p>
委員	<p>本来、担当課が自らの責任で行うべきものだと思います。ただ、景観計画の見直しのように専門的知見が必要な業務については、見直しのための検討委員会を立ち上げたり、コンサルタントに業務を委託するケースが多いと思います。</p>
委員	<p>設計者として、ガイドラインを活用した経験はありますが、景観計画を見直すという立場で、どこまで発言できるか不安に感じてきました。</p>
委員	<p>たとえば、委員の皆様にご意見を募集するという時にも申し上げましたが、委員に負担をかけるからおかしいと思っていました。景観計画の見直しについては、委員に委嘱する段階で景観計画の見直しを行うための委員として委嘱して、その場においてしっかりと検討するべきだと思っています。我々は景観審議会の委員であり、そこまでの責任を負える立場ではないと思っています。そうでなければ、担当課の責任で行うべきものです。</p>
副会長	<p>各委員の意見を募るのは、当然のことであると思います。私は市外の者なので、市の実態や各地区で起きている問題について、把握していない部分があ</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>ります。意見募集では地域の声が届くことが大切なのであって、地域を代表して市民委員の皆さんが集まっていると思います。景観法には住民の責務も明記されています。また、団体代表の皆さんにおいては、それぞれの団体が所属する業界が抱えている問題もあると思います。</p> <p>各委員の立場は様々ですので、景観法の知識に裏付けされた専門的な意見を求めているわけではありません。</p> <p>意見募集の結果、資料1－3のとおり適切な意見が実際に提出されています。</p> <p>つまり、意見を公平に募ることが目的であって、意見募集を行ったことは適切であったと思います。</p> <p>副会長の意見には完全に賛成します。しかし、この度の意見募集は、見直し方針から抜け落ちている項目を問うような専門的な内容のものであり、その経緯は記録にも残っていると思います。この度の意見募集は、景観審議会の委員にお願いすることではないのではないかとお伝えしました。</p>
副会長	<p>意見募集は、委員全員の意見を公平に集約するために行ったものと考えております。</p>
委員	<p>私は、意見募集の手續に賛成しておりません。</p>
事務局	<p>副会長の発言のとおり、平成29年度第1回戸田市都市景観審議会で示した内容について、審議会という限られた時間で、様々な立場の方々から意見を集約することは難しいという総意で、意見募集を行いました。これは、審議会の場で専門的な部分を問うても答えが出ないという委員の発言も踏まえて行ったものです。</p> <p>専門的な内容は、来年度、市と委託業者で検討していきます。</p> <p>見直しに向けて、方針として主要項目は3つ、その大まかな視点を提示しています。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>また、都市景観条例において、景観計画の見直しに当たっては、都市景観審議会の意見を聴くことになっています。</p> <p>現行の景観計画を運用してきて、課題が生じてきているという理由に基づき、限られた時間の中で見直し作業を進める必要がありますので、その前段として枠組の整理を行うために、一定の方向性として方針が示されております。</p>
委員	<p>土地利用の変化に則して景観についても考えていくと表現されているのであれば、理解できます。しかしながら、都市マスタープランの土地利用方針に応じた構成にする、と断定的に書かれてしまうと、これを方針として良いか疑問が残ります。アイディアの1つではあると思うのですが、なぜ、例示ではいけないのでしょうか。</p> <p>また、審議会の意見を聴くことは重要だと思いますが、審議会の議論から方針が構成されていたり、審議会の与える影響が大きいと感じています。</p>
事務局	<p>文末の表現を断定的な表現から改めることを意見として付して承認をいただくのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>それは最低限であって、見直しに必要な内容が方針で示された3つの項目で充足しているとも思わないので私は承認できません。</p>
副会長	<p>現時点での見直し項目は3つである旨の前文を加えるのはいかがでしょうか。つまり、3つの項目のみにとどめるものではなく、今後さらに項目を追加検討していくという前提を冒頭で明示しておくのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今年度の成果として項目は3つありますが、それが全てではないので次年度以降それ以外についても検討するというのであれば、わからなくもないですが、景観アドバイザーの利用義務化については、設計者に対して全体主義</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>的な規制をかけるもので、どうしても認めることができません。</p> <p>しかし、私1人の意見で方針が変わっていくのもおかしいと思いますし、最終的には審議会で出された様々な意見をもとに市が判断していくことになると思っています。</p> <p>方針案に前文を加えるとともにその他の事項において、方針で示した項目以外も検討する旨の意見を付して承認していただくのはいかがでしょうか。</p> <p>意見募集において、委員の皆様から方針についての反対意見はありませんでしたので、一定のご理解はいただいているものと市は理解しています。</p>
委員	<p>見直す項目が方針で示されているものだけであれば、私も懸念を抱きません。景観計画の見直し素案が来年度の審議会で示され、見直しの全体像が明らかになってきたら、議論が深まると思います。</p>
会長	<p>この方針は、見直しの一定の方向性を示したものであって、方針を策定したからといって、見直し内容の全てが決まるものだとは思っておりません。</p> <p>誤解を招かないように表現を整理することも必要ですが、今後、詳細に検討を進めていく中で、適切な内容を判断していくことになると思います。</p>
委員	<p>今回の審議会では、賛否を問わず、様々な意見があった旨を答申することによいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>この方針のとおり進めていただいで構いません。</p>
委員	<p>賛否を問われているということによいのでしょうか。方針で示されている項目それぞれについて賛否はありますが、表現を整理することが望ましいのではないかと思います。また、この方針は見直し項目の全てなのか、一部なのかで判断が変わります。</p> <p>方針として示されたものに対して、審議会という限られた時間で判断する</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ことは困難だと感じています。</p> <p>今後の審議会の進め方の参考とします。</p> <p>諮問案件ですので、答申をいただく必要があります。そして、審議会の結果を受け、最終的な判断は市が行います。</p>
会長	<p>会長と副会長で、表現を修正した上で、他の項目についても議論していく方策を検討していきます。</p>
委員	<p>もしこの場で議決をされるのであれば、修正したものをチェックするというプロセスが必要になると思います。この方向で決定するというのであれば、修正したものを皆で確認させていただきたいと思います。私一人ではなく、色々な懸念が出ていると思います。まだ懸念があるという答申でよろしいのではないのでしょうか。皆で共通認識を図る必要があるので、賛否を表明できる段階ではないと思います。だからこそ、この場で賛成か反対かという評価ができないのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>委員の意見が分かれているので、賛否を問うのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>様々な意見があった旨を答申し、それを受け事務局で判断することではないのでしょうか。本来は、方針については、担当課の責任で行うべき仕事です。</p>
事務局	<p>前文を入れて、語尾の表現を修正し、方針以外の内容も検討できる文章をその他の項目において記載する方向で答申してよいかと理解していますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この方向性で定めていくというのではなく、内容について十分に検討してください、という意見を付して答申するのであれば構いません。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	前文を入れ、意見を付して答申するというところでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	<p>それでは、本諮問案件については、意見を付して答申することといたします。今後の手続について、事務局において適正に処理をお願いします。</p> <p>続きまして、諮問案件(2)戸田市景観重要樹木の追加指定について、事務局から説明願います。</p>
事務局	(戸田市景観重要樹木の追加指定について、事務局より説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。
委員	これまで景観重要樹木に指定されていなかったことが不思議なくらい大きな樹木です。町会からの推薦がある以上、承認します。
委員	樹木の所有者と管理の主体はどこなのでしょう。
事務局	市です。
委員	適切な管理や保全が行われることで、市の財産となります。適切な管理や保全が徹底されるよう、維持管理を行う部署との連携をお願いします。
会長	他自治体の景観重要樹木では、戸田市景観重要樹木の指定に係る基準を満たさないような、ツツジ群で幹回りが1mに満たないものもあります。
委員	戸田市景観重要樹木の指定に係る基準においても、その他市長に認めるものと規定がありますね。

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>今後、そのような樹木を指定していく検討の余地があります。</p> <p>諮問案件の樹木は、公園に位置しており、地域の方々にも親しまれております。</p> <p>それでは本件につきましては、原案のとおり決定するということで、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、本諮問案件については、原案のとおり承認することといたします。今後の手続について、事務局において適正に処理をお願いします。</p>
会長	<p><u>4. 報告案件</u></p> <p>続きまして、報告案件 景観に係る届出等の運用状況について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(景観に係る届出等の運用状況について、事務局より説明)</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。</p>
委員	<p>図書館本館・郷土博物館の大規模改修については、景観アドバイザーからどのような助言が行われる予定でしょうか。</p>
事務局	<p>外観に影響がない大規模改修とのことですので。大規模改修の影響が外観に及ぶことになりましたら、景観アドバイザーを利用するよう促します。</p>
会長	<p>色彩分野の景観アドバイザーとして携わっています。経済性や施主の意向といった自由にならない部分もありますが、周囲との関係から景観への配慮の方法を読み解き、調和が図られている案件もあります。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<u>5. その他</u>
事務局	本年度の審議会は、本日を持ちまして終了となります。来年度については、日時等詳細が決定し次第、後日連絡します。
事務局	<u>6. 閉会</u>